

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日蔵関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 | | | | | | | | | |
|--|--|--------------|----------|---|--------------------|--------------|---------|-------------|-----------|---|
| <p>第15節の2 電子原産地証明書の提出</p> <p>(電子原産地証明書の提出)</p> <p>15の2-1 システムを使用して輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請（予備申告及び予備申請を含む。以下この項及び15の2-3において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、関税法施行令第36条の3第3項（同令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出にあたり、システムに登録された電子原産地証明書（<u>次の表の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表第2欄に掲げる原産地証明書のうち、各協定の締約国の発給機関が電子的に発給し、日本国及び当該締約国</u>の間で構築した原産地証明書のデータ交換に係る電子システムを経由してシステムに登録されたデータをいう。以下同じ。）を提出する場合には、次により取り扱うものとする。</p> | <p>第15節の2 電子原産地証明書の提出</p> <p>(電子原産地証明書の提出)</p> | | | | | | | | | |
| <table border="1" data-bbox="163 1021 1131 1432"> <thead> <tr> <th data-bbox="163 1021 428 1062">協定名</th><th data-bbox="428 1021 765 1062">原産地証明書</th><th data-bbox="765 1021 1131 1062">本節における略称</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="163 1062 428 1400"><u>「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号。以下「タイ協定」という。）</u></td><td data-bbox="428 1062 765 1400">タイ協定第40条に基づく原産地証明書</td><td data-bbox="765 1062 1131 1400">タイ協定電子原産地証明書</td></tr> <tr> <td data-bbox="163 1400 428 1432">「経済上の連携</td><td data-bbox="428 1400 765 1432">インドネシア協定第41</td><td data-bbox="765 1400 1131 1432">インドネシア協定電</td></tr> </tbody> </table> | 協定名 | 原産地証明書 | 本節における略称 | <u>「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号。以下「タイ協定」という。）</u> | タイ協定第40条に基づく原産地証明書 | タイ協定電子原産地証明書 | 「経済上の連携 | インドネシア協定第41 | インドネシア協定電 | <p>15の2-1 システムを使用して輸入申告、蔵入承認申請、移入承認申請又は総保入承認申請（予備申告及び予備申請を含む。以下この項及び15の2-3において「輸入申告等」という。）を行う者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）が、関税法施行令第36条の3第3項（同令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書の提出にあたり、システムに登録された電子原産地証明書（<u>「経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定」（平成20年条約第2号。以下「インドネシア協定」という。）</u>第41条に規定する原産地証明書のうち、<u>インドネシア共和国</u>の発給機関が電子的に発給し、日本国及び<u>インドネシア共和国</u>の間で構築した原産地証明書のデータ交換に係る電子システムを経由してシステムに登録されたデータをいう。以下同じ。）を提出する場合には、次により取り扱うものとする。</p> |
| 協定名 | 原産地証明書 | 本節における略称 | | | | | | | | |
| <u>「経済上の連携に関する日本国とタイ王国との間の協定」（平成19年条約第19号。以下「タイ協定」という。）</u> | タイ協定第40条に基づく原産地証明書 | タイ協定電子原産地証明書 | | | | | | | | |
| 「経済上の連携 | インドネシア協定第41 | インドネシア協定電 | | | | | | | | |

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日蔵関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | | 改正前 |
|--|-----------------|---------|--|
| に関する日本国 とインドネシア 共和国との間の 協定」(平成20 年条約2号。以 下「インドネシ ア協定」とい う。) | 条に基づく原産地証明 書 | 子原産地証明書 | |
| <p>(1) 輸入申告等においてEPA税率の適用を求めるために電子原産地証明書を提出しようとする通関業者等に対し、当該輸入申告等を行う前に、当該電子原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者から当該電子原産地証明書の原産地証明書番号及び当該電子原産地証明書に登録された貨物のうち1品目目の仕入書番号（以下この項において「仕入書番号」という。）の情報を入手すること並びに当該情報をを利用して「原産地証明書情報内容照会」業務により、以下のイからチまでの要件を満たしている旨の確認を求めるものとする。</p> <p>イ 当該輸入申告等を行おうとする貨物に係る電子原産地証明書がシステムに登録されていること。</p> <p>ロ 当該電子原産地証明書に次の表の第1欄に掲げる協定の区分に応じ、それぞれ同表の第2欄に掲げる事項が登録されていること。なお、当該事項のうち輸出者の申告及び証明については、当該電子原産地証明書に輸出者の申告の日付及び証明の日付が登録されていることをもってそれぞれ輸出者の申告及び証明があったものとみなされるので留意する。</p> | | | <p>(1) 輸入申告等においてEPA税率の適用を求めるために電子原産地証明書を提出しようとする通関業者等に対し、当該輸入申告等を行う前に、当該電子原産地証明書の発給を受けた輸出者又は生産者から当該電子原産地証明書の原産地証明書番号及び当該電子原産地証明書に登録された貨物のうち1品目目の仕入書番号（以下この項において「仕入書番号」という。）の情報を入手すること並びに当該情報をを利用して「原産地証明書情報内容照会」業務により、以下のイからチまでの要件を満たしている旨の確認を求めるものとする。</p> <p>イ 当該輸入申告等を行おうとする貨物に係る電子原産地証明書がシステムに登録されていること。</p> <p>ロ 当該電子原産地証明書にインドネシア協定附属書3に定める事項が登録されていること。なお、当該事項のうち輸出者の申告及び証明については、当該電子原産地証明書に輸出者の申告の日付及び証明の日付が登録されていることをもってそれぞれ輸出者の申告及び証明があったものとみなされるので留意する。</p> |

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日蔵関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | | 改正前 |
|--|---|-----|
| タイ協定 | タイ協定附属書3に定める事項 | |
| インドネシア協定 | インドネシア協定附属書3に定める事項 | |
| ハ 電子原産地証明書の発給を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、仕入書が第三国で発行される旨及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所が登録されていること。 ニ 電子原産地証明書に登録されている物品と輸入申告等を行おうとする貨物が一致すること。 ホ 電子原産地証明書が有効期間（発給の日から1年）内のものであること。 ヘ 単一の船積みに係る產品について発給された電子原産地証明書であること。なお、当該電子原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていることのみをもって無効な扱いとはしないので留意する。 ト 再発給された電子原産地証明書である場合には、当初の電子原産地証明書の番号及び発給年月日が登録されていること。なお、再発給された電子原産地証明書の有効期間の起算日は当初の電子原産地証明書が発給された日となるので留意すること。 チ 船積日から起算して4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降）に発給された <u>インドネシア協定</u> 電子原産地証明書においては、遡及的に発給された旨が登録されていること。 なお、電子原産地証明書が上記イからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68-5-12に準じて取り扱うものとする（発給 | ハ 電子原産地証明書の発給を申請した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、仕入書が第三国で発行される旨及び当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所が登録されていること。 ニ 電子原産地証明書に登録されている物品と輸入申告等を行おうとする貨物が一致すること。 ホ 電子原産地証明書が有効期間（発給の日から1年）内のものであること。 ヘ 単一の船積みに係る產品について発給された電子原産地証明書であること。なお、当該電子原産地証明書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていることのみをもって無効な扱いとはしないので留意する。 ト 再発給された電子原産地証明書である場合には、当初の電子原産地証明書の番号及び発給年月日が登録されていること。なお、再発給された電子原産地証明書の有効期間の起算日は当初の電子原産地証明書が発給された日となるので留意すること。 チ 船積日から起算して4日目以降（例えば、船積日が7月1日であれば、7月4日以降）に発給された電子原産地証明書においては、遡及的に発給された旨が登録されていること。 なお、電子原産地証明書が上記イからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68-5-12に準じて取り扱うものとする（発給 | |

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日蔵関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| 機関の印影及び署名に関する不備に係るものを除く。)。 | 機関の印影及び署名に関する不備に係るものを除く。)。 |
| (2) 通関業者等が、上記(1)の確認の後、輸入申告等において電子原産地証明書を提出する場合には、以下のいずれかの方法により当該電子原産地証明書に登録された項目を入力することを求めるものとする。 | (2) 通関業者等が、上記(1)の確認の後、輸入申告等において電子原産地証明書を提出する場合には、以下のいずれかの方法により当該電子原産地証明書に登録された項目を入力することを求めるものとする。 |
| イ 当該原産地証明書に係る仕入書番号、原産地証明書番号の順に輸入承認証番号等欄の連続する2欄に入力する方法 | イ 当該原産地証明書に係る仕入書番号、原産地証明書番号の順に輸入承認証番号等欄の連続する2欄に入力する方法 |
| ロ 当該電子原産地証明書を識別するためにシステムにより付された固有の番号を輸入承認証番号等欄に入力する方法 | ロ 当該電子原産地証明書を識別するためにシステムにより付された固有の番号を輸入承認証番号等欄に入力する方法 |
| (電子原産地証明書の内取) 15の2-2 (省略) | (電子原産地証明書の内取) 15の2-2 (同左) |
| (システムによる輸入申告等からマニュアルによる輸入申告等への切替え等における電子原産地証明書の取扱い) 15の2-3 (省略) | (システムによる輸入申告等からマニュアルによる輸入申告等への切替え等における電子原産地証明書の取扱い) 15の2-3 (同左) |
| (特例申告貨物に係る電子原産地証明書の提出等) 15の2-4 (省略) | (特例申告貨物に係る電子原産地証明書の提出等) 15の2-4 (同左) |
| (災害その他やむを得ない理由による提出猶予が認められた電子原産地証明書の提出) 15の2-5 (省略) | (災害その他やむを得ない理由による提出猶予が認められた電子原産地証明書の提出) 15の2-5 (同左) |
| (窓口電子申告端末を利用して輸入申告等を行う場合等における電子原産地証明書の取扱い) 15の2-6 マニュアルによる輸入申告等を行う者又は窓口電子申告端末を利用して輸入申告を行う者が、 <u>インドネシア協定電</u> | (窓口電子申告端末を利用して輸入申告等を行う場合等における電子原産地証明書の取扱い) 15の2-6 マニュアルによる輸入申告等を行う者又は窓口電子申告端末を利用して輸入申告を行う者が、電子原産地証明書を |

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成22年2月12日蔵関第142号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| <p>子原産地証明書を提出する場合（上記15の2－3(1)の場合を除く。）には、インドネシア共和国の発給機関が当該電子原産地証明書の発給を申請した輸出者に対して当該発給の事実を証する書類として発行する当該電子原産地証明書の控えを提出することによって、締約国原産地証明書の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、当該電子原産地証明書は上記15の2－1(1)イからチまでの要件を満たしている必要があるが、上記15の2－1(1)ロからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68－5－12に準じて取り扱うものとする（発給機関の印影及び署名に関する不備に係るものを除く。）。</p> | <p>提出する場合（上記15の2－3(1)の場合を除く。）には、インドネシア共和国の発給機関が当該電子原産地証明書の発給を申請した輸出者に対して当該発給の事実を証する書類として発行する当該電子原産地証明書の控えを提出することによって、締約国原産地証明書の提出があつたものとして取り扱って差し支えない。</p> <p>この場合において、当該電子原産地証明書は上記15の2－1(1)イからチまでの要件を満たしている必要があるが、上記15の2－1(1)ロからチまでのいずれかの要件を満たさない場合又はその他の不備がある場合には、関税法基本通達68－5－12に準じて取り扱うものとする（発給機関の印影及び署名に関する不備に係るものを除く。）。</p> |